

中央卸売市場（南港市場）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度大阪市中央卸売市場南港市場と畜解体設備試運転業務委託(その2)	01-02:機械設備等保守点検	花木工業(株)大阪支店	99,220,000	令和7年7月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	大阪市中央卸売市場南港市場施設整備工事－2第6次設計変更設計業務委託	300:建築設計・監理	(株)大建設計	4,180,000	令和7年8月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市中央卸売市場南港市場と畜解体設備試運転業務委託(その2)

2 契約の相手方

花木工業株式会社大阪支店

3 隨意契約理由

本委託は、南港市場大動物棟及び小動物棟に設置されていると畜解体設備の試運転業務を行うものである。

本委託の対象設備であると畜解体設備は、係留所から出荷ラインまで、と畜ライン、解体ライン、検査ライン、冷却保存ライン、出荷ラインなどがあり、それらはトロリー、コンベア等で接続されている。またそのライン上には、昇降作業台、洗浄装置、消毒装置、カット機械、ボイル装置など、数々の特殊な機械設備が接続されており、非常に専門性の高い設備である。

本委託は、これらのと畜解体設備を本使用するまでの間、定期的な運転を行い、設備を良好な状態に保つための注油や張力調整、増し締めなどの機器調整を行うもので、各機器の構造や仕組みはもとより設計思想を理解していなければ、適切な機器調整を行うことは不可能である。もしそれらの調整を適切に行なうことが出来なければ、各機器の当初の機能を維持することが出来ず、枝肉や加工品の品質、仕上がりが低下する可能性や、機器の寿命にも影響を及ぼす可能性がある。

大動物棟及び小動物棟のと畜解体設備は、花木工業株式会社が施工した設備である。設備の製造元は米国ジャービス社であり、花木工業株式会社は、米国ジャービス社の関西地区唯一の代理店であり、関西地区の顧客に対しては同社のみの取扱いとなっていることから、設備の設計思想や構造や仕組み等を理解している唯一の業者であるため、業務を実施するにあたっては同社の知識及び技術力を活用することが不可欠である。

また、仮に他の業者が本業務を実施し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものか原因の特定が困難になり、責任の所在が不明確となるため、同社でなければ、試運転後の性能・作動状態・安全性に対し保証することが出来ない。

さらに、現在、大動物棟及び小動物棟のと畜解体設備の改修工事を花木工業株式会社が実施しており、改修工事場所と本委託作業場所は重なる場合が多く、輻輳することになるため、各々の安全管理や災害防止の点でも、同一業者が実施する必要がある。

以上のことから、本委託に対して一貫して責任を持ち、業務を実施することができる者は上記業者のみであるため、上記理由により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場施設整備工事－2 第6次設計変更設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社大建設計

3 随意契約理由

本業務は、「大阪市中央卸売市場南港市場施設整備工事－2」の施工図作成時の仕様等の確認において発生した仕様の変更等に伴う官庁関係協議並びに図面作成・修正および積算等を行うものであり、「大阪市中央卸売市場南港市場施設整備実施設計業務委託（以降、当初設計という。）」の設計図面を修正して業務を行う必要がある。

設計業務については、委託業務の完了日以降も引き続いて、設計者としての瑕疵責任を負うことから、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

当初設計の受注者である株式会社大建設計に委託することにより責任の所在が明確となるとともに、設計内容を熟知しているため、迅速かつ効率的な業務を行うことができる。

上記の理由により、当初設計を行った上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2017）